

秋田市消防本部訓令第1号

消 防 本 部  
消 防 署  
消 防 職 員 一 般

秋田市火災調査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月7日

秋田市消防長 工 藤 琢 磨

秋田市火災調査規程の一部を改正する訓令

秋田市火災調査規程（平成20年秋田市消防本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「認定」を「判定」に改める。

第3条第1項第15号および第19条中「認定」を「判定」に改める。

第21条第2項中「火災状況見分書」を「出火出動時における見分調査書」に改める。

第22条第2項中「聴取事項記録書」を「質問調査書」に改める。

第31条第1項中「認定」を「判定」に改め、同条第2項中「質問記録書」を「質問調査書」に改める。

第33条第2項中「命令又は」の次に「報告徴収書により」を加える。

第2章第9節の節名を次のように改める。

第9節 原因の判定

第44条中「認定」を「判定」に改める。

第45条（見出しを含む。）中「認定」を「判定」に改め、同条第1号を削り、同条第2号中「調査書類等」を「実況見分調査書等の調査書類および収集した資料（以下「調査書類等」という。）」に改め、同号を同条第1号とし、同条中第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第60条中「火災調査台帳等」を「調査書類等」に改める。

第63条第3項中「秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市火災調査規程第60条の規定は、この訓令の施行の日以後に発生した火災に係るり災証明の申請について適用し、同日前に発生した火災に係るり災証明の申請については、なお従前の例による。